

認可地縁団体の手引

平成29年2月

出水市政策経営部総務課

〒 899-0292

鹿児島県出水市緑町1番3号

電話 0996-63-2111

FAX 0996-63-0680

目 次

第1章 認可地縁団体制度とは	2
1 認可制度の目的	2
2 地縁による団体とは	2
3 認可の要件	2
第2章 認可申請手続き	4
1 認可申請手続きの流れ	4
2 認可申請するために自治会で決定すること	5
3 認可申請に必要な書類	5
4 市長による認可と告示	6
第3章 認可後の地縁団体	7
1 認可地縁団体の印鑑登録	7
2 各種証明書の発行	8
3 告示された事項や規約に変更があった場合	9
4 財産目録・構成員名簿の作成	10
5 注意事項	10
第4章 登記・税の取り扱い	10
1 法人登記	10
2 不動産登記	10
3 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例（平成27年4月1日～）	11
4 税制上の取り扱い	14
第5章 認可の取り消しと解散	15
1 認可の取り消しについて	15
2 解散について	15
第6章 Q & A	16
第7章 各種様式・作成例	18
(1) 認可申請書	18
(2) 保有資産目録	19
(3) 保有予定資産目録	21
(4) 承諾書の例	23
(5) 告示事項変更届出書	24
(6) 規約変更認可申請書	25
(7) 証明書交付請求書	26
(8) 総会議事録の例（認可申請の場合）	27
(9) 総会議事録の例（告示事項・規約変更の場合）	28
(10) 認可地縁団体印鑑登録申請書	29
(11) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	30
(12) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	31
(13) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	32
(14) 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	33
(15) 委任状の例	34
(16) 財産目録例	35
(17) 規約例	36
第8章 関係法令	48
1 地方自治法	48
2 地方自治法施行規則	52
3 出水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	54
4 出水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則	57

第1章 認可地縁団体制度とは

1 認可制度の目的

平成3年まで、自治会等は、一定の区域に住所を有する人々によって形成された任意の団体であったため、法的には「権利能力なき社団」となり、契約や不動産登記の主体になることはできませんでした。

そのため自治会等が集会施設などの不動産を取得した場合には、会長の個人名義や役員の名義で不動産登記をすることになり、名義人の交代や死亡があったときには、登記名義の変更や遺産相続問題等が発生するなどの不都合が生じていました。

そこで、平成3年に地方自治法（第260条の2）が改正され、自治会が市長村長の認可を受けることで法人格の取得（以下「法人化」という。）ができるようになりました。

法人化をすることにより、自治会名で不動産登記ができるので、自治会長が交代したときも登記を変更する必要はありません。

2 対象団体とは

「地縁による団体」とは、「町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で、その区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、認可地縁団体の申請をできる団体は、いわゆる自治会、町内会、町会（以下「自治会等」という。）となり、次のような団体は対象となりません。

①構成員に対して住所以外の特定の属性（性別や年齢など）を要する団体

【例】青年団、婦人会、老人会、子ども会など

②特定の目的の活動だけを行う団体

【例】スポーツ少年団、伝統芸能保存会など

3 認可の要件

「地縁による団体」が法人化するためには、次の全ての要件を満たしていなければなりません。

（1）現に不動産を保有しているか、近い将来に保有する予定があること。

この制度の目的は、「不動産等の登記を自治会名義で行うこと」にあるので、不動産又は不動産に関する権利等を保有していること、又は保有する予定があることが前提となります。

(2) 良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。

法人化する団体は、スポーツや社会福祉などの特定の活動を目的とするものではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的とし、現にその活動を行っていないければなりません。

(3) 自治会等の区域が、客観的に明らかなものとして定められており、この区域が相当の期間にわたって存続していること。

区域は、その自治会等が安定的に存在しているものとして判断されるものです。この認可を受けるために新たに区域を設定したり、区域が不安定な状態にあったりする自治会等に対し認可は行えないとされています。

区域が不明確又は流動的であると構成員の範囲が不明確となり、住民間のトラブルの原因となるほか、自治会等の活動に当たっても支障を来すおそれがあります。

区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められていなければなりません。

(4) 区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。

「全ての個人」とは、「年齢・性別を問わず区域に住所を有する全ての個人」という意味ですので、これに反するような構成員の加入資格等（年齢・性別・入会金の納入など）を定めることは認められません。

また、「相当数」とは、一般的には区域の住民の過半数をいいます。

(5) 所定の要件を満たした規約を定めていること。

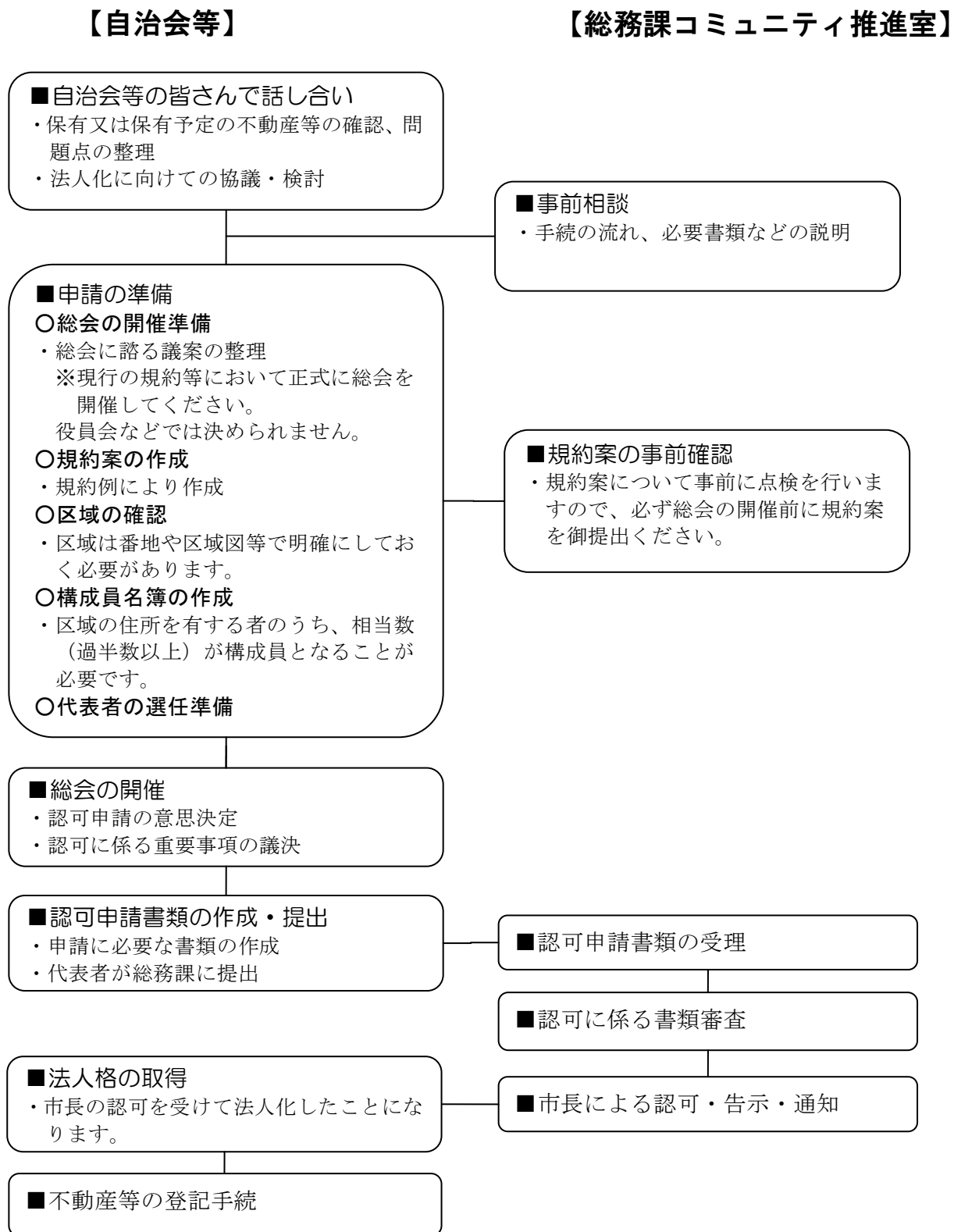
法人格を得る上では、規約を定めて自治会等の目的や名称等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

規約には、次の8つの事項を必ず定める必要があります。（詳細は規約例参照）

- | | |
|-----------|----------------|
| ① 目的 | ⑤ 構成員の資格に関する事項 |
| ② 名称 | ⑥ 代表者に関する事項 |
| ③ 区域 | ⑦ 会議に関する事項 |
| ④ 事務所の所在地 | ⑧ 資産に関する事項 |

第2章 認可申請手続

1 認可申請手続の流れ



2 認可申請するために自治会等で決定すること

法人化のための認可申請を行うに当たっては、自治会等の現在の規約等に基づき正式に招集された総会を開催し、自治会等の自主的判断により次のことを決定する必要があります。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 認可申請の意思決定 | ④ 代表者の決定 |
| ② 規約の決定 | ⑤ 不動産などで保有する資産の確定 |
| ③ 構成員の確定 | |

〔注意点〕

※この決定は、役員会や評議会などでの議決では認められませんので必ず総会において決定してください。

※総会招集手続等を定めた規約が現在の自治会に整備されていない場合は、まずこの点を整備する必要があります。

3 認可申請に必要な書類

認可申請には次の書類が必要です。（各様式や記入例は巻末参照）

必要書類	留意事項等
①認可申請書	所定の様式による。 ※代表者による押印は、認印で構いません。
②規約	規約は必ず見直し、規約例を参考に作成してください。 規約案は総会前に必ず総務課の点検を受けてください。
③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	認可申請の意思決定を行った総会の議事録の写し (議長・議事録署名人の署名・押印が必要)
④構成員の名簿	構成員全員の氏名・住所を記載したもの ※特に様式はありませんので、上記の内容が満たされていれば、既存の名簿でも構いません。 ※認可地縁団体の構成員とは、区域に住所を有する個人であれば、「年齢、性別、国籍等」は問わないとされていますので、会員である場合には子供であっても名前などを可能な限り記載する必要があります。 ※この名簿により、「認可要件(4)」の相当数(過半数以上)が構成員となっていることを確認します。 ※構成員として法人を含むことはできません。
⑤保有資産目録又は保有予定資産目録	申請時に不動産又は不動産に関する権利等を ■保有している場合…保有資産目録 ■保有していない場合…保有予定資産目録 ※保有予定資産目録の取得予定時期については、おおむね6か月以内を目安にしてください。
⑥地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	■総会資料 ※前年度の事業活動報告の記載のあるもの
⑦申請者が代表者であることを証する書類	■代表者の決定を行った総会の議事録の写し (議長・議事録署名人の署名・押印が必要) ■代表者を受託した旨の承諾書等の写し (代表者本人の署名・押印のあるものが必要)

4 市長による認可と告示

申請書類に基づき審査し、市長の認可により自治会は権利能力を有する法人格を得ることとなります。また、市長は認可したことを告示することとなっており、その告示をもって告示事項について第三者に対し対抗できることとなります。

市長が告示する主な内容は次のとおりです。

〔告示事項〕

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- ⑧解散の事由
- ⑨認可年月日



第3章 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の印鑑登録

印鑑登録は、認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度で、本庁市民生活課及び支所総合市民課で手続きができます。

不動産の登記、保有する不動産の処分や金融機関からの融資に係る抵当権設定などの申請において、印鑑登録証明書の提出が必要な場合がありますので、必要に応じて印鑑登録及び証明書の交付請求を行ってください。

(1) 手続きができる人

印鑑登録に関する諸手続（登録、登録廃止、証明書の発行）ができる人は次のとおりです。

- ①認可地縁団体の代表者
- ②裁判所の選任する職務代行者
- ③地方自治法の規定による仮代表者、特別代理人及び清算人

(2) 印鑑登録申請

印鑑登録申請には次の書類等が必要です。

〔必要書類等〕

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書
- ②登録する認可地縁団体の印鑑
- ③申請者（代表者等）個人の実印
- ④申請者（代表者等）個人の印鑑証明書1通

（市民生活課又は支所総合市民課が発行したもの）

※代理人による申請の場合は、次のものが必要です。

- ア 委任状（申請者（代表者等）の署名及び押印のあるもの）
- イ 代理人の身分が確認できるもの（運転免許証のコピーなど）

〔留意事項〕

- ①登録できる印鑑は1団体につき1個です。
- ②次に該当する印鑑は登録できません。
 - 1) ゴム印その他変形しやすいもの
 - 2) 機械製造により大量生産されたもの
 - 3) 印影が次の大きさのもの
 - ア 1辺の長さ8ミリメートルの正方形より小さいもの
 - イ 1辺の長さ30ミリメートルの正方形より大きいもの
 - 4) 印影を鮮明に表しにくいもの
 - 5) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの
- ③代表者が変更となった場合は、職権により印鑑登録は抹消されます。
印鑑登録が必要な場合は、改めて新代表者による登録手続きが必要です。

(3) 登録廃止の申請

登録を廃止する場合や登録した印鑑を亡失した場合は、登録廃止の申請を行ってください。

- 登録を廃止する場合…①認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 ②登録した団体の印鑑
- 印鑑を亡失した場合…①認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 ②申請者個人の実印

2 各種証明書の発行

認可地縁団体に係る各種証明書が必要な場合は、本庁市民生活課及び支所総合市民課に申請してください。

なお、決裁や審査の都合上、交付に日数を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 認可地縁団体証明書

不動産の登記をはじめ、法人化後は様々な場面で認可地縁団体の証明書が必要になる場合があります。

※この証明書はどなたでも請求することができます。

- 〔必要書類等〕 ①証明書交付請求書（年金及びその他証明申請書）
②請求時には、免許証等で本人確認をします。

〔手数料〕 1通200円

〔その他〕 郵送による送付を希望する場合は、200円分の為替及び宛先を明記し、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封して申請してください。

(2) 印鑑登録証明書の発行

※ この証明書は、登録した本人（代表者等）又は代理人（要委任状）以外の者は請求できません。

〔必要書類等〕

- ①認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ②登録した団体の印鑑
- ③申請者（代表者等）個人の印鑑（認印で構いません。）

※代理人による申請の場合は次のものがが必要です。

- ア 委任状（代表者（申請者）の署名及び押印のあるもの）
- イ 代理人の身分が確認できるもの（運転免許証のコピーなど）

〔手数料〕 1通200円

3 告示された事項や規約に変更があった場合

認可を受けた後に、規約や代表者等告示された事項に変更を生じた場合は、それぞれ変更の手続きが必要になりますので、関係書類を添えて総務課に提出してください。

なお、市長の変更認可及び当該告示がないと、自治会等で変更された事項は効力を持たず第三者に対して対抗することができません。

(1) 告示事項に変更があった場合（代表者の交代など）

次の告示された事項に変更があった場合は、変更の届出が必要です。

〔告示事項〕

- ①名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④事務所
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- ⑧解散の事由

〔必要書類等〕

- ①告示事項変更届出書
- ②代表者の印鑑（認印で構いません。）
- ③告示事項の変更を決定した総会議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名並びに押印のあるもの）
- ④代表者変更の場合は、承諾書の写し（代表者の署名及び押印のあるもの）

(2) 規約を変更した場合

規約を変更する場合は、総会において総会員の4分の3以上の同意が必要となり、市長の認可を受ける必要があります。

〔必要書類等〕

- ①規約変更認可申請書
- ②代表者の印鑑（認印で構いません。）
- ③規約変更の内容及び理由を記載した書類（新旧対照表、新規約案及び現行規約など）
- ④規約変更の決定を行った総会の議事録の写し

※規約を変更する場合は、事前に規約の内容確認等を行いますので、総会開催前までに必ず総務課に御相談ください。

※告示事項の変更に該当する場合は、告示事項の変更手続も併せて必要になります。

4 財産目録・構成員名簿の作成

(1) 財産目録の作成

認可を受けるとき、及び毎事業年度の終了時に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

(2) 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更や追加については、市への報告は必要ありませんが、随時、団体において名簿の変更を行ってください。

5 注意事項

- ・認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部でもありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- ・正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- ・民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。認可地縁団体の運営の在り方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- ・特定政党のために利用してはいけません。

第4章 登記・税の取り扱い

1 法人登記

地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、地縁団体はこの告示があるまでは、第三者に対抗することはできませんので御留意ください。

2 不動産登記

法務局で登記申請を行うことで認可地縁団体の名義で登記ができます。登記の際、添付書類として「代表者の資格証明書」及び「住所証明書」が必要となりますが、市長が発行する認可地縁団体証明書がこれに当たります。

また、不動産の登記や表示の変更などを行う場合に登録免許税がかかる場合があります。詳しくは法務局にお問い合わせください。

不動産登記に関する問合せ先 鹿児島地方法務局出水出張所 ☎62-0219

3 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例（平成27年4月1日～）

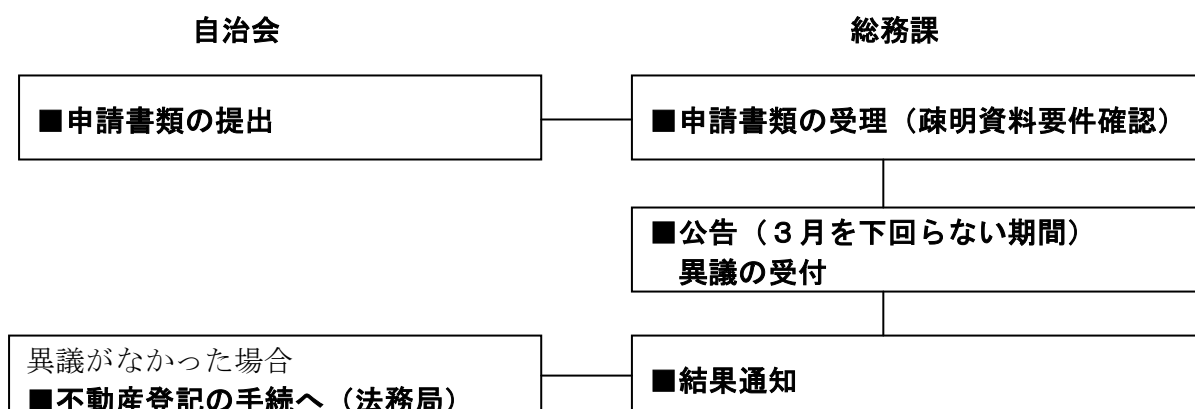
認可地縁団体が、その所有する不動産の所有権を保存又は移転の登記にかかる手続について、所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記名義人の所在が不明のため手続ができない場合、一定期間「認可地縁団体で申請不動産を登記する」ことを公告することによって、異議がなければ当該認可地縁団体で登記できることを定めた制度です。

（1）手続の条件

- ① 申請不動産を所有しているのが認可地縁団体であること。
- ② 申請不動産を10年以上にわたり所有の意思をもって善意で、平穩に、かつ公然※と占有していること。
 ※ その不動産について不法行為や暴力行為等がなく、誰にとっても集会所等として使用されていたことが明らかであること。
- ③ 不動産の登記名義人又は表題部所有者が当該認可地縁団体の会員であり、又は会員であった者であること。
- ④ 当該不動産の登記関係者※の一部又は全部の所在が知れないこと。
 ※ 登記関係者とは、表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人をいいます。

（2）手続の流れ

※ 実際に申請する際は、自治会総会等での意思決定や所在が判明している登記関係者に特例制度の申請を行うことについての同意を得てください。



(3) 必要書類等

※用語

- ・申請不動産 … 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産
- ・精通者等 …… 申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や、申請不動産の所有地に係る地域の実情に精通した者等

必要書類	留意事項等
①公告申請書	p. 32 参照
②不動産登記事項証明書 [全部事項証明書]	法務局で発行されているもの
③保有資産目録又は保有予定資産目録	認可申請時に市に提出したもの ※保有資産目録に申請不動産の記載がない場合 <input type="checkbox"/> 申請不動産の所有に至った経緯等について確認できる総会資料、総会議事録等
④申請者が代表者であることを証する書類	<input type="checkbox"/> 代表者の決定を行った総会の議事録の写し(署名・押印) <input type="checkbox"/> 代表者を受託した旨の承諾書(署名・押印)
⑤疎明するに足りる資料 (1) 不動産を所有していること (2) 10年以上所有していること	<input type="checkbox"/> 申請不動産を管理していると分る事業報告書等 <input type="checkbox"/> 以下の資料 (ア) 公共料金の支払領収書 (イ) 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本 (ウ) 旧土地台帳の写し (エ) 固定資産税の納税証明書 (オ) 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等 ※資料の入手が困難な場合 <input type="checkbox"/> 入手が困難な理由書 <input type="checkbox"/> 精通者等の証言を記載した書面や認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等
(3) 登記名義人が自治会員(認可地縁団体の構成員)であること ※ 登記名義人の全てについて	<input type="checkbox"/> 会員名簿(認可地縁団体の構成員名簿) <input type="checkbox"/> 市で保管する地縁団体台帳 <input type="checkbox"/> (申請不動産が墓地の場合) 墓地の使用人名簿 ※資料の入手が困難な場合 <input type="checkbox"/> 入手が困難な理由書 <input type="checkbox"/> 申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面等
(4) 登記関係者の所在が知れないこと ※ 登記関係者のうち少なくとも一人について	<input type="checkbox"/> 市長が「住民票及び住民票の除票が存在しないこと」を証明した書面 <input type="checkbox"/> 「宛先人不明」として返還された配達証明付き郵便 <input type="checkbox"/> 精通者等が「登記関係者の現在の所在を知らないこと」についての証言を記載した書面

(4) 公告

申請書類が確認された後、申請した認可地縁団体が申請不動産の所有権を保存又は移転の登記をすることについて、異議のある申請不動産の登記関係者や所有権を主張する者は市長に対し異議を述べる旨を掲示場やホームページ等により公告します。この場合において、公告の期間は3月を下回ってはならないこととされています。

市長が公告する主な内容は、次のとおりです。

〔公告事項〕

- ①名称
- ②区域
- ③事務所
- ④申請不動産に関する事項
 - ・建物…名称、延床面積、所在地
 - ・土地…地目、面積、所在地
 - ・登記名義人の氏名、住所
- ⑤異議を述べることのできる者の範囲
- ⑥異議を述べる期間及び方法

(5) 異議

異議を述べることができるのは、申請不動産の ①所有者、②所有権の登記名義人、③相続人又は④所有権を有することを証明できる者となります。異議が提出されなかった場合は、認可地縁団体による登記に対し承諾があったものとみなされます。

〔必要書類〕

- ①異議申出書 (p. 33 参照)
- ②不動産登記事項証明書
- ③住民票の写し
- ④その他市長が必要と認める書類
(戸籍謄写本、戸籍の附票の写し、所有権を有することを疎明するに足りる資料等。)

(6) 通知

・異議がなかった場合

市長が認可地縁団体による申請不動産の登記について、登記関係者の承諾があったものとみなされた場合、異議がなかったことを証する通知を提供します。通知を登記所に提出し、不動産登記の申請を行うことができます。

・異議があった場合

市長は、異議を述べた方に係る資格要件を確認し、資格が認められた場合は、市から認可地縁団体に対し異議が提出された旨及び異議の内容を記載した通知書を送付します。

これにより、認可地縁団体は特例手続を中止することとなりますが、異議を述べた当該者との協議を行うことが可能です。

4 税制上の取扱い

法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。法人税法等においては公益法人等とみなされ、**収益事業を行う場合のみ課税対象**となります。

認可を受けた地縁団体は、「法人の設立に関する届出」を提出し、収益事業を行わない認可地縁団体は、減免申請を行ってください。

なお、詳細はそれぞれ関係機関にお問合せください。

■認可地縁団体にかかる税金

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問合せ先
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	非課税	均等割と法人税額 課税	税務課（課税係） ☎63-4031
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり	固定資産税の評価額で課税 課税	税務課（固定資産税係） ☎63-4032
県税	法人県民税	非課税	均等割と法人税額 課税	北薩地域振興局 県税課（課税第一係）☎0996-25-5205
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	地区集会施設等 減免措置あり	不動産を取得した 時点の評価額 課税	北薩地域振興局 県税課（課税第二係）☎0996-25-5206
国税	法人税	非課税	課税	出水税務署 ☎62-0200
	登録免許税	不動産評価額の 1000分の20 課税	不動産評価額の 1000分の20 課税	

※減免措置は、それぞれ申請が必要です。

第5章 認可の取消しと解散

1 許可の取消しについて

認可地縁団体が次のいずれかに該当するときは、市長は認可を取り消すことがあります。

- ① 認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき。
- ② 不正な手段により認可を受けたとき。

2 解散について

認可地縁団体が次のいずれかに該当するときは、解散することになります。法人として破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の進めることになり、破産宣告の請求を怠ったときなどに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなりますので、御注意ください。

- ① 破産したとき。
- ② 認可を取り消されたとき。
- ③ 構成員が欠亡したとき。
- ④ 総構成員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く。）。



第5章 Q&A

1 Q&A

Q1 認可地縁団体になると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A 市は、自治会等が認可に必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものであり、市の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q2 自治会等の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

A 飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあれば認可の対象になります。

Q3 不動産等を所有していなくても、認可の対象となりますか。

A 現に不動産等を保有している場合はもちろんのこと、認可後に不動産等を確実に保有すると認められる場合は認可の対象となります。
この認可制度は、不動産等に関する権利等を保有することを目的としています。不動産等を保有する目的がない場合は認可できません。

Q4 マンション管理組合は認可の対象になりますか。

A マンション管理組合は、その構成員が区分所有者という特定の属性を要することから、認可の対象とはなりません。

Q5 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としていいですか。

A 認可地縁団体の構成員は、個人を単位として捉えることとなっており、世帯単位で捉えることはできません。

Q6 個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。

A 会員はそれぞれ1個の表決権を有することとなりますが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、世帯単位とすることは可能です。
この場合、規約に「所属する世帯の構成員数分を1票」と定めておくことが必要です。

Q7 未成年者や外国人、入会金を納めない者を構成員から除外することは可能ですか。

A 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる住民個人であり、年齢、性別、国籍など不合理な理由による制限を加えることはできません。

Q8 地域に有する法人（会社など）は構成員に含まれますか。

A ①団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表明ができないこと、②地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなることができません。

なお、法人等については団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付けることは可能です。

Q9 認可時に現に構成員となっている者の「相当数」とはどのくらいですか。

A 一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合を指します。

Q10 神社の祠など、宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A 地縁団体は、公共団体ではないので、憲法の規定「宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限」とは関係がなく、また、地方自治法においても特段の規定はありませんので、保有資産として認可の対象となります。

Q11 認可地縁団体が、認可を取り消されるのは具体的にはどのような場合ですか。

A 認可時の要件（地方自治法第260条の2第2項）のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができますとされています。

具体的には次のような場合が考えられます。

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
- ③ 区域内の一部の住民を、正当な理由なくその加入を認めていないとき。
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- ⑤ 団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたことが発覚したとき。

第6章 各種様式・記入例

(1) 認可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 出水市長
(総務課扱い)

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **緑自治会**

所在地 **出水市緑町1番3号**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **出水 鶴之新**

住 所 **出水市緑町2111番地**

⑩

代表者個人の認印

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿及び区域図
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

(2) 保有資産目録

保有資産目録

団体の名称 **緑自治会**平成**27**年**2**月**24**日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
緑自治会 自治公民館	60.5㎡	出水市緑町1番3号

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	42.6㎡	出水市緑町1番3号

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量			
1. 国債	八分利付国債	券面金額20万円	取得金額22万円
2. 社債	自治株式会社	物上担保付社債	
		券面金額80万円	取得金額92万8千円

〔保有資産目録記載要領〕

1 (1)

ア 建物

- ◇ 名 称… ○○自治会自治公民館、○○自治会集落センター、○○自治会構造改善センター等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則（以下「規則」という。）第113条）。

【規則第113条】

「建物の種類は、建物の主な用途により、居宅、店舗、寄宿舍、共同住宅、事務所、旅館、料理店、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所に区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。」

- ◇ 延床面積… 規則第115条の規定に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

【規則第115条】

「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

- ◇ 所在地… 市区町村内の地番（不動産登記法（以下「法」という。）第44条並びに規則第97条及び第98条）及び家屋番号（法第44条及び規則112条）まで記載すること。

イ 土地

- ◇ 地 目… 規則第99条に定める区分により定めるものとすること。

【規則第99条】

「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

- ◇ 面積… 規則第100条に定める「地積」と同一とすること。

【規則第100条】

「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

- ◇ 所在地… 市区町村内の地番（法第35条並びに規則第97条及び第98条）まで記載すること。

※ 立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」に、「面積」を「数量」に読み替えて記載すること。

なお、所在地については、立木に関する法律第15条第1項第1号の事項に留意すること。

【立木に関する法律第15条第1項第1号】

「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

2 (1)

- ◇ 権 原… 法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとすること。
（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）
- ◇ 不動産の種類… 土地、建物及び立木の区分によること。
- ◇ 所在地… 原則として1に同じ。

(2)

- ◇ 資産の種類… 国債、地方債、社債については、銘柄（社債の場合は「○○会社物上担保付社債」、国債及び地方債の場合は「○○分利付○債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。その他の資産については、当該資産の種類（車両、船舶等）、取得金額及び取得数量を記入すること。

(3) 保有予定資産目録

保有予定資産目録

団体の名称 **緑自治会**平成**27**年**2**月**24**日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建物	平成27年4月10日	自治 太郎	出水市緑町1番3号

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 限	権限取得の予定時期
土地	地上権	平成27年4月10日
車両	所有権	平成27年4月30日

〔保有予定資産目録記載要領〕

- 1 不動産… 所有権を取得する予定不動産について記入すること。
 - 不動産の種類… 土地、建物及び立木の区分による。
 - 取得予定時期… 売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。
 - 所在地… 原則として市区町村内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

- 2 不動産に関する権利等
 - 資産の種類… 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。

金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。
 - 権原… 不動産の場合には、不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）
 - 取得予定時期… 1に同じ。

(4) 承諾書

代表者就任承諾書

地縁による団体の名称 **緑自治会**

私は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された **緑自治会**総会において平成〇〇年度の代表者に選任されましたので、平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって就任することについて承諾いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 **出水市緑町2111番地**

氏名 **出水鶴之新** ①

自書による署名、押印が必要です。
押印に使用する印鑑は認印で構いません。

(5) 告示事項変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 出水市長
(総務課扱い)

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **緑自治会**

所在地 **出水市緑町1番3号**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **出水 鶴之新**

印

住 所 **出水市緑町2111番地**

認印で構いません。

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

事務所の所在地に変更が無ければ記入不要です。

新	旧
出水市緑町1番5号	出水市緑町1番3号

(2) 代表者の氏名及び住所

	新	旧
氏名	緑 次 郎	出水 鶴之新
住所	出水市緑町1番5号	出水市緑町1番3号

2 変更の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総会の開催日など、変更理由の発生日です。

3 変更の理由

自治会長の交替（〇〇自治会総会において改選）

「告示された事項に変更があった旨を証する書類」とは、議事録の写し、代表者の承諾書、議案書、総会資料など

(6) 規約変更認可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 出水市長
(総務課扱い)

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **緑自治会**所在地 **出水市緑町1番3号**

代表者の氏名及び住所

氏 名 **出水 鶴之新**住 所 **出水市緑町2111番地**

⑩

認印で構いません。

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項による規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

「添付書類」は、規約の新旧対照表、旧規約と新規約、議事録の写しなど

(7) 証明書交付請求書

年金及びその他証明申請書

(宛先) 出水市長

(市民生活課扱い)

平成 年 月 日

窓口に来られた方の	住 所	番地
		番 号
	ふりがな	
	氏 名	

※必要なものに☑してください。

			<input type="checkbox"/> あなたの証明（下記を記入する必要はありません。）	
<input type="checkbox"/> 年金現況証明	通	住 所	出水市	
<input type="checkbox"/> 罹災証明	通		番地	
<input type="checkbox"/> 改葬許可証	通		番 号	
<input type="checkbox"/> 自動車保管場所使用証明	通	ふりがな	みどりじちかい	
<input type="checkbox"/> 火葬許可証	通	誰の分	緑自治会	
<input checked="" type="checkbox"/> その他	1 通	の証明		
()			ですか	

「地縁団体台帳の写し」と記載してください。

受 付	処 理	確認・交付	手数料
			円

(8) 総会議事録の例 (認可申請の場合)

(注) 現行の規約や会則に基づき総会を開催してください。

〇〇年度〇〇自治会総会議事録

- 1 開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分まで
- 2 開催場所 〇〇自治公民館
- 3 会員総数 〇〇人
- 4 出席者数 〇〇人 (うち、委任状提出者〇〇人)

5 議事の経過及び発言要旨

質疑応答の要旨及び結果を明記すること。
(議案書などを添付してください。)

(1) 総会成立の宣言

会員総数〇〇人、出席者〇〇人、委任状提出者〇〇人、合計〇〇人であり、会員の過半数の出席があったと認められるので〇〇自治会規約第〇〇条の規定により、本総会が成立したとの宣言がなされた。

(2) 議長選出

議長選出を諮ったところ、執行部一任の発言により、会員〇〇を議長に指名した。議長〇〇は、書記に〇〇を議事録署名人に〇〇氏、〇〇氏を指名し、議事に入った。

(3) 第1号議案 法人格を取得する件

何のために法人化するのか概要説明と質疑応答の内容、議決の状況を記載すること。

(4) 第2号議案 規約に関する件

規約の変更が必要であることの概要説明と質疑応答の内容、議決の状況を記載すること。

(5) 第3号議案 保有資産に関する件

一つ一つの保有資産・保有予定資産について、会員に説明して了解を得ること。

(6) 第4号議案 構成員に関する件

当該区域に住所を有する個人が構成員であることの確認をしておくこと。

(7) 第5号議案 事業計画及び収支予算に関する件

総会資料を添付。

(8) 第6号議案 役員に関する件

自治会長に〇〇氏、その他役員の氏名を記入し、議決の状況を記載すること。

(9) 第7号議案 法人格取得認可申請の代表者選任に関する件

代表者に(自治会長の) 〇〇氏を選任することを承認したことを記載すること。

(10) 第8号議案・・・・・・に関する件(以下略)

議題があれば記載。

上記、議案について、全て原案どおり承認可決された。

平成 年 月 日

自書による署名、押印が必要です。
押印に使用する印鑑は認印で構いません。

議長氏名 ㊟

議事録署名人氏名 ㊟

議事録署名人氏名 ㊟

(9) 総会議事録の例（告示事項・規約変更の場合）

〇〇年度〇〇自治会総会議事録

- 1 開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分まで
- 2 開催場所 〇〇自治公民館
- 3 会員総数 〇〇人
- 4 出席者数 〇〇人（うち、委任状提出者〇〇人）
- 5 議事の経過及び発言要旨

質疑応答の要旨及び結果を明記すること。
（議案書などを添付してください。）

(1) 総会成立の宣言

会員総数〇〇人、出席者〇〇人、委任状提出者〇〇人、合計〇〇人であり、会員の過半数の出席があったと認められるので〇〇自治会規約第〇〇条の規定により、本総会が成立したとの宣言がなされた。

(2) 議長選出

議長選出を諮ったところ、執行部一任の発言により、会員〇〇を議長に指名した。議長〇〇は、書記に〇〇を議事録署名人に〇〇氏、〇〇氏を指名し、議事に入った。

【告示事項（代表者変更の場合）の場合】

(3) 第1号議案 〇〇自治会の代表者変更の件

〇〇〇〇氏が平成〇〇年〇月〇〇日をもって任期満了となるため、新たに自治会長に選任された〇〇〇〇氏を代表者に選任することを全会一致で承認した。

【規約変更の場合】

(3) 第1号議案 〇〇自治会規約の一部改正に関する件

△△△△を〇〇〇〇に改めることについて・・・

上記、議案について全て原案どおり承認可決された。

（注）案件によっては、議決に有する会員数等が異なりますので、注意が必要です。

平成 年 月 日

議長氏名 ㊟

議事録署名人氏名 ㊟

議事録署名人氏名 ㊟

自書による署名、押印が必要です。
押印に使用する印鑑は認印で構いません。

(10) 認可地縁団体印鑑登録申請書

認可地縁団体印鑑登録申請書

(宛先) 出水市長

平成〇〇年〇〇月〇〇日

登録する団体の印鑑を御持参ください。

登録しようとする認可地縁団体印鑑		認可地縁団体の名称		〇〇〇自治会	
		認可地縁団体の事務所の所在地		出水市〇〇町1番3号	
(資格) 氏名	(代表者) 出水鶴之新	登録 印鑑	生年 月日	昭和 30年1月11日	
住所		出水市〇〇町〇〇番地		申請者(代表者等)の 実印 を押印してください。 併せて、印鑑証明書(市民生活課発行)を1通御提出ください。	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 出水市〇〇町〇〇番地
 代理人 氏名 出水 鶴之新 印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任状が必要です。
- 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印してください(代理人による申請の場合も必ず代表者等の個人の登録印鑑を押印してください。)
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(11) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

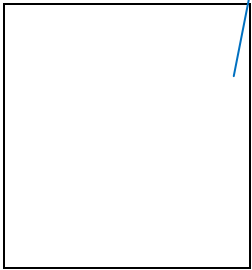
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(宛先) 出水市長

登録した団体の印鑑を
押印してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

登録されている
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の 名 称		〇〇〇自治会	
認可地縁団体の 事務所の所在地		出水市緑町1番3号	
(資格) 氏名	(代表者) 出水 鶴之新	生 年 月 日	昭和 30年1月11日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所 出水市緑町〇〇番地
 代理人 氏名 出水 鶴之新 印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任状が必要です。
- 資格 () の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(13) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 出水市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 緑自治会

所在地 出水市緑町〇〇番地〇

代表者の氏名及び住所

氏 名 出水 鶴 之 新

住 所 出水市緑町〇〇番地〇

印

認印で構いません。

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇自治公民館	100.00㎡	出水市緑町〇〇番地〇

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	200.00㎡	出水市緑町〇〇番地〇

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 出水 海山川

住 所 出水市緑町〇〇番地〇

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(14) 所有不動産の登記移転等に係る異議申出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 出水市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏名 出水 鶴次郎 ㊟

住所 出水市緑町〇〇番地〇

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
〇〇自治公民館	100.00㎡	出水市緑町〇〇番地〇

・土地

地目	面積	所在地
宅地	200.00㎡	出水市緑町〇〇番地〇

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 出水 海山川

住所 出水市緑町〇〇番地〇

- (3) 公告期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他市長が必要と認める書類（ ）

注 この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

(15) 委任状の例

委 任 状

委任 を受 けた 者	住 所	
	氏 名	印
	年	月 日 生
委任 の事 項	1 認可地縁団体印鑑の登録の申請に関する事。 2 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請に関する事。 3 認可地縁団体印鑑の登録廃止に関する事。	

私は上記の者を代理人として所定の権限を委任します。

年 月 日

委任する人

住 所

氏 名

登録印鑑

登録印鑑

(16) 財産目録例

財 産 目 録

〇〇〇自治会

平成〇〇年〇〇年〇〇日

区 分	所在数量等	金額 (評価額)	備 考
(資産の部)			
1 流動資産			
(1) 現金預金			
①現金			
現金手許有高			
②当座預金			
〇〇銀行△△支店			
③普通預金			
〇〇銀行△△支店			
(2) 未収会費			
〇〇年度会費××人			
2 固定資産			
(1) 土地			
(2) 建物			
(3) 構築物			
(4) 車輛運搬具			
(5) 什器備品			
(6) 電話加入権			
(7) 有価証券			
〇分利国債			
資産合計		A	
(負債の部)			
1 流動資産			
預り金			
2 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行△△支店			
負債合計		B	
正味財産 (A - B)			

- 注 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
 2 備考の欄には、寄附者の氏名その他を記入すること。

(17) 規約例

規約を作成する場合は、次の規約例を参考に作成してください。

電子データが必要な場合は、次の方法により入手してください。

- ① 市ホームページからダウンロードする。

出水市ホームページ <http://www.city.izumi.kagoshima.jp>

- ② 指定のメールアドレスにデータを送信しますので、総務課にメールしてください。

総務課メールアドレス somuka_c@city.izumi.kagoshima.jp

規約例	留意事項
<p>〇〇自治会規約（会則）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本自治会（以下「本会」という。）は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>(1) 無線（有線）放送や回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡に関する事。</p> <p>(2) 美化・清掃等、区域内の環境の整備に関する事。</p> <p>(3) 所有する資産の管理に関する事。</p> <p>(4) 本自治会会員（以下「会員」という。）相互の親睦に関する事。</p> <p>(5) 会員の教養・文化の向上及び福祉の維持・増進に関する事。</p> <p>(6) 会員の健康のためのスポーツ及びレクリエーションに関する事。</p> <p>(7) 防災・防犯に関する事。</p> <p>(8) 〇〇〇〇に関する事。</p> <p>(9) その他本会の目的達成に必要な事。</p>	<p>「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>① 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。</p> <p>② スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。</p> <p>③ この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</p>

<p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、〇〇自治会と称する。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 本会の区域は、<u>出水市(町名)〇〇番地□号から(町名)〇〇番地□号までの区域とする。</u> (又は「<u>別紙記載の地番の区域とする。</u>」など)</p> <p>(主たる事務所)</p> <p>第4条 本会の主たる事務所は、<u>鹿児島県出水市(町名)〇〇番地□□号に置く。</u> (又は「<u>会長の自宅に置く。</u>」など)</p> <p>第2章 会員</p> <p>(会員)</p> <p>第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p>	<p>(名称)</p> <p>地方自治法上において、名称についての特別の制限はありません。「〇〇自治会」「××町内会」等の名称で差し支えありませんが、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。</p> <p>(例：商工会でないものが「商工会」という名称は使用できません。)</p> <p>(区域)</p> <p>① 団体の区域が客観的に明らかなものとして定められている必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示(〇〇町のうち△△川の北の区域)も、その区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。</p> <p>② 区域の地番については、住宅地図等で確認してください。</p> <p>(主たる事務所)</p> <p>① 「事務所」とは、団体について1を限りとして設けられた主たる事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。</p> <p>② 事務所の所在地については、別段制限がありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。</p> <p>③ 記載例のように具体的な地番で定めること他に「<u>本会の事務所は、会長の自宅に置く。</u>」という定め方も可能です。</p> <p>第2章 会員</p> <p>(会員)</p> <p>① 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国</p>
--	--

<p>2 本会の賛助会員は、第3条に定める区域に住 所を有する法人又は組合等の団体とする。 (↑必要に応じて)</p> <p>(会費)</p> <p>第6条 会員は、総会において別に定める会費を 納入しなければならない。</p> <p>2 賛助会員は、総会において別に定める会費を 納入しなければならない。(←必要に応じて)</p> <p>(加入)</p> <p>第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人 で本会に加入しようとする者は、別に定める加 入申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の加入申込みがあった場合には、 正当な理由なくこれを拒んではならない。</p> <p>(退会等)</p> <p>第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場</p>	<p>籍等による制限はできません。</p> <p>② 区域外の者は、会員にはなれません。</p> <p>③ 団体は、自然人たる個人を基礎とするもので すから、世帯を会員とすることはできません。</p> <p>④ <u>区域に住所を有する法人、組合等を賛助会員 とすることは可能です。ただし、表決権等の団 体の意思決定には関与できません。</u></p> <p>⑤ 第2項の規定は、賛助会員を予定していなけ れば不要です。</p> <p>(会費)</p> <p>① 会費は会員にとっても団体にとっても重要な 事項ですので、規約に金額を定めるか、総会に おいて決するものと規約で定める必要がありま す。ただし、規約で金額を定めた場合は、その 変更の都度、規約変更の手続が必要となります ので、第36条に規定する総会の議決が必要とな ります。</p> <p>② 第2項の規定は、賛助会員を予定していなけ れば不要です。</p> <p>(加入)</p> <p>① この規定は、新規に加入を希望する者の加入 手続を定めたものです。書式は、加入しようと する者の意思が明確に確認できるものである必 要があります。</p> <p>② 第5条の趣旨から、年齢、性別、加入金の納 入など、不合理な加入制限は許されません。</p> <p>③ 「正当な理由」とは、その者の加入により、 当該団体の目的及び活動が著しく阻害されるこ とが社会通念上明らかであると認められる場合 等です。</p> <p>(退会等)</p> <p>① 本人の退会の意思が確認できるものである必</p>
---	--

<p>合には、退会したものとする。</p> <p>(1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合</p> <p>(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合</p> <p>2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員の種類及び定数)</p> <p>第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 〇人</p> <p>(3) その他の役員 〇人</p> <p>(4) 監事 〇人</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは（会長があらかじめ指名した順序によって）その職務を代行する。</p> <p>3 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。</p>	<p>要があります。</p> <p>② 本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。</p> <p>③ 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続の下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員の種類及び定数)</p> <p>① 必ず会長を1人置くことが必要です。</p> <p>② 第11条第2項との関連で、副会長を置くことが必要です。</p> <p>③ その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。</p> <p>④ 監事は1人又は複数人置くことが適当です。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。</p> <p>(役員職務)</p> <p>① 法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨規定しておくことが望ましいです。</p> <p>② 副会長が1人のときは、括弧中の規定は不要です。</p>
--	---

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第14条 総会は、一世帯1名の会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する

(役員任期)

① 法律上特に規定はありませんが、著しく短い期間では業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害を生じることもあるかもしれませんので、適当な期間を定めることが必要です。一般的には2年程度が多いようです。

② 役員解任の手続を定める場合は、選任の手続と同様の定めをすることが必要です。

第4章 総会

(総会権能)

① 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。

なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。

② 総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。

ア 事業計画の決定

イ 事業報告の承認

ウ 予算の決定

エ 決算の承認

(総会開催)

① 総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。

② 総会は、法律上年度終了後3か月以内に開催

場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

する必要があります。

- ③ 年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。
- ④ 5分の1の数は規約によって増減できます。ただし、この数を増やすことにより実質的に総会開催請求権を奪うような定めはできません。

(総会の招集)

- ① 総会を招集するには、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければならない。

なお、5日前までとは、通知を5日前までにすればよいということであって、5日前に到達するというものではありませんが、実際、その期間では伝達できないこともあるので、多少余裕を持たせた日数を定めることが適当です。

(総会の議長)

- ① 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。
- ② 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。

(総会の定足数)

- ① 法律上定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。
- ② 定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。

<p>(総会の議決)</p> <p>第20条 総会の議事は、この規約で定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(総会の議決)</p> <p>① 法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。</p> <p>② 議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含まれます。</p> <p>③ 「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。</p> <p>④ 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。</p>
<p>(会員の表決権)</p> <p>第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。</p>	<p>(会員の表決権)</p> <p>① 会員から表決権を奪うような定めは絶対に許されません。</p> <p>② 表決権は、会員1人1票を原則とします。</p>
<p>(総会の書面表決等)</p> <p>第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p>	<p>(総会の書面表決等)</p> <p>総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数が極めて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。</p>
<p>(総会の議事録)</p> <p>第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p>	<p>(総会の議事録)</p> <p>① 会議が有効に成立し有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。</p>

<p>(2) 総会に出席すべき会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）</p> <p>(3) 開催の目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 役員会</p> <p>（役員会の構成）</p> <p>第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。</p> <p>（役員会の権能）</p> <p>第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>（役員会の招集）</p> <p>第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。</p> <p>2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。</p> <p>3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を（記載した書面をもって少なくとも）○日前までに通知しなければならない。</p> <p>（↑3は、必要に応じて）</p>	<p>② 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。</p> <p>（役員会の権能）</p> <p>① 団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。</p> <p>② 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。</p>
--	---

<p>(役員会の議長)</p> <p>第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(役員会の定足数等)</p> <p>第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録記載の資産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 自治会活動に伴う収入</p> <p>(4) 資産から生ずる果実</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。</p> <p>(資産の処分)</p> <p>第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において〇分の△以上の議決を要する。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び予算)</p>	<p>第6章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>① 財産目録の記載例は、35ページのとおりです。</p> <p>② 財産目録は、設立時及び毎会計年度終了後3月以内に作成し、総会の承認を受けなくてはなりません。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。</p> <p>(資産の処分)</p> <p>団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。</p> <p>(事業計画及び予算)</p>
---	---

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、出水市長の認可を受けなければ変更することができない。

① 事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のため更に通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。

(会計年度)

会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで又は3月1日から2月末日と定めているところが多いようです。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

規約の変更は、総会の専権事項となっており他の機関がこれに代わり行うという規定を設けても効力は生じません。

したがって、役員会の規定により変更する旨の規定は無効です。

② 議決定数の「4分の3」は変更できますが、団体の根本規則である規約の変更は団体において重要事項と考えられますから、少数の会員の意思によって変更されることがないよう慎重な

<p>(解散)</p> <p>第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。</p> <p>2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>(備付け帳簿及び書類)</p> <p>第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p>	<p>検討が必要です。</p> <p>③ 規約変更については、市長の認可を要します。</p> <p>④ 規約変更認可申請書の書式は、様式5（22ページ）のとおりです。</p> <p>(解散)</p> <p>① 解散事由は次のとおりです。</p> <p>ア 破産</p> <p>イ 認可の取消し</p> <p>ウ 会員の欠亡</p> <p>エ 総会員の4分の3以上の議決</p> <p>② アからウまでの事由により、団体は、当然に解散することとなります。</p> <p>③ エについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。</p> <p>④ なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>① 左のように定める方法と特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法といずれの方法でも可能ですが、営利法人に寄附したり、会員に分配したりするような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。</p> <p>② 議決定数の趣旨については、規約変更及び解散の議決の場合と同様です。</p>
---	--

<p>(委任)</p> <p>第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none">1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から〇年〇月〇日までとする。	<p>(委任)</p> <p>規約施行上の細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。</p> <p>細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。</p> <p>附 則</p> <p>年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。</p>
--	---

第8章 関係法令

1 地方自治法

- 第260条の2** 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 2** 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること
 - (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - (4) 規約を定めていること。
- 3** 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 区域
 - (4) 主たる事務所の所在地
 - (5) 構成員の資格に関する事項
 - (6) 代表者に関する事項
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) 資産に関する事項
- 4** 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- 5** 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
- 6** 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7** 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8** 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9** 第1項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10** 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- 11** 第1項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12** 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13** 第1項の認可を受けた地縁による団体は、第10項の告示があるまでは、第1項の認可を受けた地縁による団体となったこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- 14** 市町村長は、第1項の認可を受けた地縁による団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

- 16** 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- 17** 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。
- 第260条の3** 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2** 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第260条の4** 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
- 2** 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第260条の5** 認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。
- 第260条の6** 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。
- 第260条の7** 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 第260条の8** 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 第260条の9** 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- 第260条の10** 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。
- 第260条の11** 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。
- 第260条の12** 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。
- (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
- 第260条の13** 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。
- 第260条の14** 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 2** 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。
- 第260条の15** 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。
- 第260条の16** 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。
- 第260条の17** 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 第260条の18** 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。
- 2** 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前2項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22 認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から2箇月以内に、少なくとも3回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- (2) 解散及び清算の監督に関する事件
- (3) 清算人に関する事件

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。

この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）

又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によって、十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。

この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項

に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。

- 4 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による広告をしたこと及び登記関係者が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。
- 5 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第260条の39 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権保存の登記を申請することができる。

- 2 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の40 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第51条）により、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (2) 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

2 地方自治法施行規則

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録
- (5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類
- (7) 特例民法 法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法 法人をいう。以下同じ。）が同条第1項に規定する認

可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。以下同じ。）に移行する場合には、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第44条の2第1項に規定する総務大臣が定める基準（以下次条第1項第1号において「総務大臣が定める基準」という。）を満たすことを明らかにする書類

2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

第19条 地方自治法第260条の2第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日
- ヌ 特例民法 法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときは、その事由
- ル 特例民法 法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法 法人から承継した財産の種類及び数量

(2) 解散した場合（破産による場合を除く。）

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

(3) 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

(4) 前2号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第20条 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の場合において、特例民法 法人から認可地縁団体に移行した団体の代表者は、解散した特例民法 法人の残余財産の全部を取得したことを証明する義務を負うものであること。

3 第1項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第21条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第19条（第1項第1号ルを除く。）に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第 22 条 地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

3 出水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく市長の認可を受けたもの(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関する事務に関し必要な事項を定め、もって認可地縁団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

(印鑑登録の資格)

第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されている場合には、代表者に代えてこれらの者とする。

- (1) 民事保全法(平成元年法律第 91 号)第 56 条に規定する職務代行者
- (2) 法第 260 条の 9 に規定する仮代表者
- (3) 法第 260 条の 10 に規定する特別代理人
- (4) 法第 260 条の 24 又は第 260 条の 25 に規定する清算人

(印鑑登録の申請)

第 3 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、書面により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、出水市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 18 年出水市条例第 19 号)の規定により登録されている代表者等(前条に規定する者をいう。以下同じ。)の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)を押印しなければならない。

(印鑑登録)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「法施行規則」という。)第 21 条第 2 項の規定により作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、前条第 1 項に規定する申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、登録するものとする。

(登録印鑑)

第 5 条 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、1 個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場

合には、登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - (2) 印影の大きさが一辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
 - (4) その他市長が登録を受けようとする印鑑として適当でないと認めるもの
- (登録事項)

第 6 条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所

2 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に前項各号に掲げる事項のほか、印鑑の登録及び証明に関し必要と認める事項を登録することができる。

(印鑑登録証明書の交付)

第 7 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(印鑑登録証明書)

第 8 条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地

- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長が認可地縁団体印鑑登録証明書を作成する場合には、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

3 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(印鑑登録の廃止申請)

第 9 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合は、登録している認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに個人印鑑を添え、書面により当該印鑑の登録の廃止を市長に申請しなければならない。

(印鑑登録事項の修正)

第 10 条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている事項について法第 260 条の 2 第 11 項の規定による届出があったときは、次条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消する場合を除き、職権により当該事項を修正するものとする。

(印鑑登録の抹消)

第 11 条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第 3 号又は第 4 号の事由による登録の抹消については、当該印鑑登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認めるとき。
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

2 市長は、第 9 条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査の上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(代理人による申請)

第 12 条 法施行規則第 19 条第 1 項の規定により代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、当該代理人は、委任の旨を証する書面を添えてこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第 3 条第 1 項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の

代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(出水市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定による処分については、出水市行政手続条例(平成18年出水市条例第21号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年出水市条例第4号)又は高尾野町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年高尾野町条例第26号)の規定によりなされた認可地縁団体印鑑の登録、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた認可地縁団体印鑑の登録、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付その他の行為とみなす。

附 則(平成20年9月1日条例第38号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

4 出水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、出水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成18年出水市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(印鑑登録原票に使用する印肉)

第2条 認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑を押印するときは、朱肉を使用するものとする。

(印鑑登録原票の保管)

第 3 条 認可地縁団体印鑑登録原票は、認可地縁団体印鑑登録原票保管庫に保管するものとする。

2 条例第 11 条の規定により抹消された認可地縁団体印鑑登録原票は、抹消の日の属する年度ごとに五十音順に区分して抹消認可地縁団体印鑑登録原票保管庫に保管するものとする。

(申請書等の様式)

第 4 条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する申請書等の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録申請書 第 1 号様式
- (2) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 第 2 号様式
- (3) 認可地縁団体印鑑登録原票 第 3 号様式
- (4) 認可地縁団体印鑑登録証明書 第 4 号様式
- (5) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 第 5 号様式
- (6) 認可地縁団体印鑑登録抹消通知書 第 6 号様式
- (7) 委任状 第 7 号様式

(文書の保存期間)

第 5 条 認可地縁団体印鑑に関する文書の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 抹消認可地縁団体印鑑登録原票 抹消した日の属する年度の翌年から 5 年
- (2) 前号以外の書類 受理した日の属する年度の翌年から 2 年

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の出水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 5 年出水市規則第 7 号)又は高尾野町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 5 年高尾野町規則第 21 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 20 年 12 月 1 日規則第 68 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。